第１０３号議案

　　一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年９月１８日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

　一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成１９年品川区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

　題名を次のように改める。

　　　一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例

　第１条中「第３条第２項」を「第３条第１項および第２項」に改め、「第７条第１項および第２項」の次に「ならびに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項」を、「定めた採用」の次に「および任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

　第２条各号列記以外の部分中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

　　任命権者は、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

　第３条中「、第２条」を「、第２条各項」に、「第２条の２」を「第２条の２各項」に改める。

　第５条中「第２条および第２条の２」を「第２条各項または第２条の２各項」に、「任期付職員」を「第２条第２項または第２条の２各項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第７条とする。

　第４条の見出し中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条中「職員の給与に関する条例（昭和２６年品川区条例第１７号）」を「給与条例」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

　　給与条例第５条、第６条、第９条から第１１条までおよび第１１条の３の規定は、特定任期付職員には適用しない。

　第４条を第６条とし、第３条の次に次の２条を加える。

（給与に関する特例）

第４条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第１の特定任期付職員給料表を適用する。

２　任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験または識見の度ならびにその者が従事する業務の困難および重要の度に応じて別表第２の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

３　任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第１項の給料表に掲げる号給により難いときは、前２項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる７号給の給料月額にその額と同表に掲げる６号給の給料月額との差額に１からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）の指定職俸給表８号俸の額未満の額に限る。）または同表８号俸の額に相当する額とすることができる。

４　第２項の規定による号給の格付けおよび前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第５条　特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和２６年品川区条例第１７号。以下「給与条例」という。）第３条、第１８条の３第１項および第２項、第１８条の４第１項、第２０条、第２１条第２項ならびに第２１条の４第２項の規定の適用については、給与条例第３条中「この条例」とあるのは「この条例および一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成１９年品川区条例第４１号。以下「任期付職員採用条例」という。）第４条の規定」と、給与条例第１８条の３第１項および第２項ならびに第１８条の４第１項中「第９条の２第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第２０条中「この条例に定める」とあるのは「この条例および任期付職員採用条例第４条に規定する」と、給与条例第２１条第２項ただし書中「第９条の２第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１０７．５」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１００」と、給与条例第２１条の４第２項中「第９条の２第１項の規定に基づき指定する職員にあつては１００分の１３５」とあるのは「特定任期付職員にあつては１００分の９２．５」とする。

　付則の次に別表として次の２表を加える。

別表第１（第４条関係）

　特定任期付職員給料表

|  |  |
| --- | --- |
| 号給 | 給料月額 |
| １ | 円３９２，０００ |
| ２ | ４３３，０００ |
| ３ | ４８３，０００ |
| ４ | ５４４，０００ |
| ５ | ６１４，０００ |
| ６ | ６９７，０００ |
| ７ | ７８９，０００ |

別表第２（第４条関係）

　号給別基準職務表

|  |  |
| --- | --- |
| 号給 | 基準となる職務 |
| １ | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務 |
| ２ | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務 |
| ３ | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務 |
| ４ | 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務 |
| ５ | 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務 |
| ６ | 極めて高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務 |
| ７ | 極めて高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務 |

　　　付　則

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の第２条第１項の規定による職員の採用に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

　（説明）高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者を、一般職の任期付職員として採用する必要がある。